

児童育成手当の申請をお忘れなく!

児童育成手当は、令和4年5月申請分から、令和3年中の所得を対象に審査します。所得制限限度額(下記参照)超過により、支給対象外となっていた方のうち、令和3年中の所得が所得制限限度額を下回っている方は、新規の申請をしてください。

手当は、原則申請受付日の翌月分から支給します。令和4年6月分から受給するためには、5月31日(火)までに申請手続きをしてください。

なお、現在手当を受給されている方は申請の必要はありません。

☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

育成手当

次のいずれかに該当する、18歳到達後の最初の年度末に達するまでの児童を養育している方。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障害を有する児童
- ・父または母が生死不明である児童
- ・父または母に継続して1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により継続して1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

【手当額】 児童1人につき月額13,500円

※申請書類など詳しくは上記までお問い合わせください。

障害手当

次のいずれかに該当する、20歳未満の児童を養育している方。

- ・知的障害で「愛の手帳」1度～3度程度
- ・身体障害で「身体障害者手帳」1級～2級程度
- ・脳性まひ
- ・進行性筋萎縮症

※手帳不交付の場合でも、上記と同等の程度の障害と認められる場合は支給対象となる可能性があります。医師の診断書などで判定しますので、あらかじめ上記までお問い合わせください。

【手当額】 児童1人につき月額15,500円

※申請書類など詳しくは上記までお問い合わせください。

所得制限限度額について

所得制限限度額は右表のとおりです。

なお、70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる場合には100,000円を、特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満のものに限る)がいる場合には250,000円をそれぞれ所得制限限度額に加算します。

扶養親族等の人数	所得制限限度額(円)
税法上0人	3,604,000円
税法上1人	3,984,000円
税法上2人	4,364,000円
税法上3人	4,744,000円

以降、扶養親族等1人につき380,000円を所得制限限度額に加算。

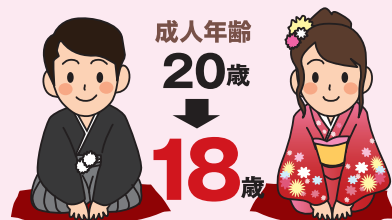
詳しくは市ホームページをご覧ください。

消費生活相談の現場から

18歳からおとなです!
～悪質業者の被害に遭わないために～

【事例】中学時代の先輩からいい話があると喫茶店に呼び出され、行ってみると先輩だけでなくアドバイザーという人も来ており、「ネット上に広告を載せるだけで確実に儲かる方法がある。やり方は丁寧に教えるので心配はいらない。知人を勧誘して会員を増やせばマージンが入りさらに儲かる」と勧誘された。先輩からお金が必要ならば学生ローンで借りればいと説得され、断りきれずアフィリエイトのコンサルティング契約をしてしまった。

【アドバイス】民法が改正され令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者が親権者等の同意を得ずに結んだ契約は原則として取り消すことが可能です。これまで18歳・19歳は判断能力が未熟な未成年者として、この決まりにより保護されてきましたが、これからは年齢だけを理由に契約を取り消すことはできません。これまでの悪質業者は、18歳・19歳を勧誘し契約をさせたとしても、未成年者取消権があるため狙うこと自体



をやめていました。しかし、この度の成年年齢引き下げを受け、チャンスとばかりに、騙しやすいように親権者等の同意が不要となった18歳・19歳を新たなターゲットにしています。一方で、20歳から18歳に成年の線引きをずらしたただけで急に18歳の判断能力や経験値が上がるわけではありません。事例のような悪質商法の被害に遭わないためには、最新の手口を知ることが重要です。そして身近な相談窓口消費生活センターがあることを知ってください。未成年者取消権が使えなくなっても、勧誘方法や契約内容に問題がある場合は消費生活センターに相談することで解決できる場合もあります。

☎消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

ひとり親の養育費の確保を支援します



ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるため、養育費を確実に受け取る仕組みを整え、養育費の取り決め内容の継続した履行確保を目的に、「清瀬市養育費確保支援事業補助金」を交付します。なお、年度途中で受付を終了させていただく場合がありますので、申請の際は必ず事前にご相談ください。

☎市に住民登録があり、下記の①～⑤をすべて満たすひとり親の方。
①養育費の取り決めに係る債務名義^{*}を有している②養育費の対象となる児童(18歳に達した日以後最初の3月31日まで)を現に扶養している③民間保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している④養育費の取り決めに係る経費を負担した⑤過去に当該事業による補助を受けていない

※債務名義…公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決書など

【補助内容】保証契約締結経費、公正証書等作成経費、戸籍抄本等取得経費

☎養育費保証契約締結をした日、公正証書等を作成した日または家庭裁判所の調停申し立て及び裁判の日以降6か月以内に、申請書と必要書類を添付し、直接窓口または郵送で子育て支援課助成係 ☎042-497-2088へ



詳しくはこちら ※必要書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。(市ホームページ)

令和4年4月分「児童扶養手当」の手当額が変わります

令和3年全国消費者物価指数の実績値(対前年比-0.2%)が公表されたことに伴い、令和4年度4月分以降の児童扶養手当額は、下表

のとおり0.2%の引き下げとなります。
☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

支給手当額			支給スケジュール	
月額	令和4年3月分まで	令和4年4月分から	支給日	内訳
全部支給	43,160円	43,070円	5月13日(金)	3月・4月分
一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円	7月15日(金)	5月・6月分
	10,190円	10,170円	9月15日(木)	7月・8月分
第2子加算	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円	11月15日(火)	9月・10月分
	6,110円	6,100円	令和5年1月13日(金)	11月・12月分
第3子加算	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円	令和5年3月15日(水)	令和5年1月・2月分

※一部支給の額は、所得に応じて10円単位で決定。

清瀬と結核

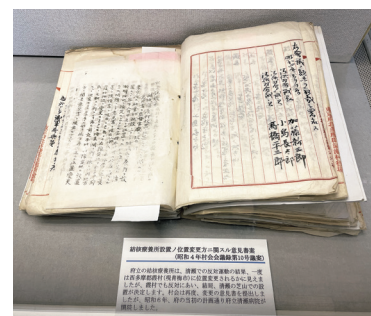
第2話 清瀬病院開院前夜

清瀬と結核の関わりを語る時、最初に登場するのは東京府立清瀬病院です。しかしその設置は、村の人々にすんなりと受け入れられたわけではありませんでした。

当時有効な治療法のない不治の病として恐れられていた結核の患者が集まる病院ができることに、村では反対の声が上がったのです。

東京府が社会事業の一つとして「清瀬村上清戸芝山清瀬駅附近」に療養所を設置しようとしたことに対し、清瀬村は「本村ノ将来ニ於ケル発展上誠ニ遺憾ニ堪ヘサル次第」とし、設置の影響について特に慎重な考慮を切望するとして、昭和3年8月位置変更の意見書提出を村会で決めます。

この意見書に加え、憂慮した村民が陳述書を提出したこともあってか、病院設置位置は西多摩郡霞村(現在の青梅市)付近に変更されますが、変更先住民の反対に会い再び清瀬の予定地に戻ってきます。翌昭和4年3月、村会は再び



写真：昭和4年の村会会議録 当該議案の頁(左)。テーマ展示「結核療養と清瀬」で公開中

位置変更に関する意見書提出を決定します。

二度にわたる意見書提出にもかかわらず、結局、結核療養所の設置位置は当初の予定どおり清瀬に確定します。こうして、現在の中央公園から看護大学校あたりの11,000坪の敷地に100床の病院建物ができ、昭和6年10月20日、東京府立清瀬病院は開院の日を迎えたのでした。☎市史編さん室 ☎042-497-1813